

青梅市立泉中学校 P T A 会 則 ・ 細 則

第 1 章 細 則

(細 則)

第 1 条 この会の運営は、会則に定めるものの他、この細則によるものとする。

(議 事)

第 2 条 この会の会議は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

1. 総会の議長は、総会で選任する。
2. 運営委員会の議長は、副会長または庶務があたる。

(周年行事積立金規定)

第 3 条 周年行事積立金は、口座にて P T A 会長が管理するものとする。

第 2 章 役員推薦委員会

(構 成)

第 4 条 役員推薦委員会は、次の人員により構成する。

- (1) 第 1 学年より 3 名以上
- (2) 第 2 学年より 3 名以上
- (3) 役員より若干名
- (4) 学校職員より若干名

(役 割)

第 5 条 役員推薦委員会は、委員の互選により正・副委員長を選出し、役員の推薦にあたり、総会に提案する。

第 3 章 地区委員会

第 6 条 削除

(地区会)

第 7 条 各地区に、地区委員を置き、正・副委員長を定め、地区活動を行なう。

(地区割)

第 8 条 会則 1 4 条の地区割は次のものとする。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ・師岡 3 丁目地区 | ・都宮住宅地区 | ・野上地区 |
| ・新町 1 丁目地区 | ・新町 2 丁目地区 | ・新町 3 丁目地区 |
| ・河辺 7 丁目地区 | ・河辺 8 丁目地区 | |

第4章 諸 規 定

(喪章規定)

第9条 次の条件に該当する者には、その者が退任する時の総会の席で、会長が感謝の意を表する。

- (1) 会長・副会長・庶務・会計の職を1年以上務めた者
- (2) 役員会で特に承認を得た者。

(弔慰金規定)

第10条 会員及び教職員の弔慰金は、次の規定により贈る。

- (1) 会員、生徒、教職員の死亡の時…10,000円
- (2) 教職員の同居の親族の死亡の時… 5,000円

*役員協議の上、決定することができる。

(見舞金規定)

第11条 見舞金は、会員、生徒を対象とし、次により贈る。

- (1) 入院期間及び自宅療養の期間が30日以上の時 5,000円
- (2) その他、災害等、特別な事柄により見舞金を支給することが適当と認められる場合は、役員会で決定する。

(交通費規定)

第12条 役員ならびに教職員が、諸会議及び集会等に出席のため交通費を必要とするとき、次により支給する。

- | | | |
|----------------|-------|---------|
| (1) 出張した場合 | 交通費全額 | |
| (2) 1日以上を要する場合 | 交通費全額 | 日当 800円 |

第5章 雑 則

(細則の改正)

第13条 この細則は、運営委員会の議を経て改正することができる。

付 則

この細則は、昭和58年6月18日より実施する。

この細則は、昭和60年5月11日一部改正し、同日施行する。

この細則は、昭和62年12月4日一部改正し、同日施行する。

この細則は、平成 2年5月12日一部改正し、同日施行する。

この細則は、平成12年2月16日一部改正し、同日施行する。

この細則は、平成14年11月28日一部改正し、平成15年4月1日より施行する。

この細則は、平成15年2月27日一部改正し、平成15年4月1日より施行する。

この細則は、平成24年5月12日第7条を一部改正し、同日施行する。

この細則は、平成26年7月11日第1章 第3条を改正し、同日施行する。

この細則は、令和2年6月30日第4条を一部改正し、第6条を削除し、同日施行する。ただし、令和2年度の各委員会については従前の例によるものとする。